

新地町国土強靱化地域計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「新地町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、新地町総合計画と整合性を図りつつ、新地町地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画の国土強靱化に関する部分に対しては指針性を持つ計画と位置付けます。
また、基本法第14条の規定に基づき、基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された県地域計画と調和を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。
その後は、計画期間中においても、新地町総合計画をはじめとする各種計画との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

4 基本目標

新地町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

5 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

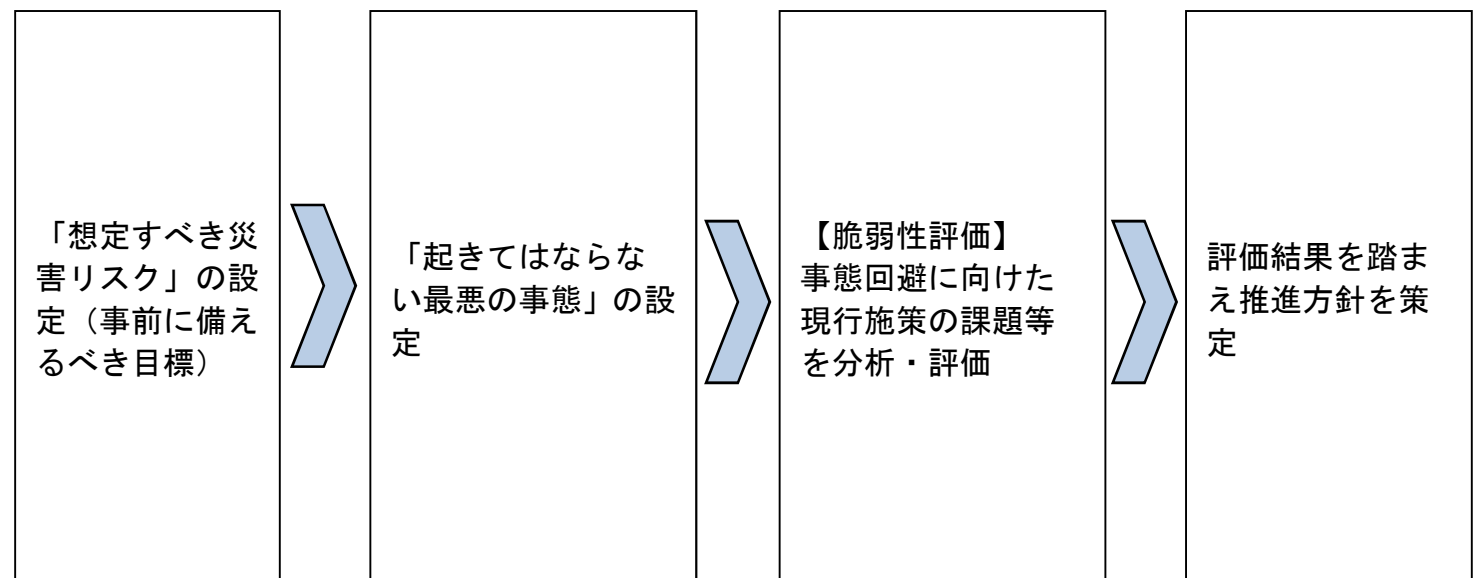
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定しました。

- | | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|---------------|-------------|
| 1 行政機能／消防等 | 2 住宅・都市 | 3 保健医療・福祉 | 4 ライフライン・情報通信 | |
| 5 経済・産業 | 6 交通・物流 | 7 農林水産 | 8 環境 | 9 国土保全・土地利用 |
| 10 リスクコミュニケーション | 11 長寿命化対策 | | | |

7 手順



脆弱性評価と対応方策の具体的内容

「想定するリスク」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、現状・施策の推進状況の把握と課題を分析して、リスクシナリオごとに取りまとめました。また、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な強靱化施策
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	■住宅・建築物の耐震化等 ■公共施設等総合管理計画の推進 ■教育施設（学校等）の耐震化等 ■社会福祉施設の耐震化等 ■都市公園施設の減災対策等 ■幹線道路等の整備 ■無電柱化の推進 ■空き家対策の推進 ■消防広域応援体制の強化 ■消防団の充実・強化 ■災害に強いまちづくり・消防対策の再構築
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生	■防災マップ活用の促進 ■水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	■河川管理施設の整備等 ■湛水防除施設の整備等
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	■土砂災害防止対策の推進 ■落石・土砂流入防止施設の整備
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資、エネルギー供給の長期停止	■物資供給体制の充実・強化 ■備蓄物資等の備蓄 ■断水時の給水活動体制の整備 ■相馬工業用水道設備の強靱化 ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化 ■迂回路となり得る町道・農道・林道の整備 ■避難所の機能充実 ■防災拠点化の推進 ■自助・共助の取組促進
	2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	■迂回路となり得る町道・農道・林道の整備（再掲） ■土砂災害防止対策の推進（再掲）
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	■消防広域応援体制の強化（再掲） ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲） ■消防防災ヘリの円滑な運行確保 ■消防団の充実・強化（再掲） ■災害に強いまちづくり・消防対策の再構築（再掲）
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	■災害時医療救護所開設 ■災害時要援護者の支援 ■ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化 ■幹線道路等の整備 ■福祉避難所の充実・確保
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	■感染症等予防措置の推進 ■下水道業務継続計画（BCP）の更新・推進 ■下水道施設の維持管理 ■合併処理浄化槽への転換促進 ■農業集落排水施設の維持管理 ■家畜伝染病対策の充実・強化
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	■災害時の健康管理の推進
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	■災害対策本部機能の確保・強化 ■訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 ■緊急車両等に供給する燃料の確保
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	■町民への情報伝達体制の多重化
	4-2 災害時の通信インフラ機能停止による、情報収集・伝達不能にともなう、避難行動・救助・支援の遅れ	■町民への情報伝達体制の多重化（再掲）
	4-3 災害時に活用する情報サービス機能停止による、情報収集・伝達不能にともなう、避難行動・救助・支援の遅れ	■町民への情報伝達体制の強化 ■避難行動要支援者対策の推進 ■在留外国人に対する多言語による情報提供 ■自主防災組織等の強化 ■東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進 ■学校における災害対応行動マニュアルの作成支援 ■震災教訓の伝承・風化防止
大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） ■無電柱化の推進（再掲）
	5-2 食料等の安定供給の停滞	■食料生産基盤の整備 ■農業の体質強化 ■食料品の確保・販路拡大 ■農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化
	5-3 異常渇水等による用水の供給途絶	■農業用水の渇水対策 ■消防水利の確保等
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給の機能停止	■再生可能エネルギーの導入拡大 ■省エネ・省資源対策への取組推進
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	■断水時の給水活動体制の整備（再掲） ■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） ■下水道業務継続計画（BCP）の更新・推進（再掲） ■下水道施設の維持管理（再掲） ■農業集落排水施設の維持管理（再掲）
	6-3 地域交通ネットワークの分断	■地域公共交通の確保 ■幹線道路等の整備（再掲） ■河川管理施設の整備等（再掲）
制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	■農業水利施設の適正な保全管理・長寿命化（再掲） ■農業用ため池ハザードマップの作成等 ■河川管理施設の整備等（再掲）
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出	■有害物質の拡散・流出防止対策の啓発・推進 ■アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体 ■PCB廃棄物の適正処理
	7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	■原子力防災体制の充実・強化 ■関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化 ■放射線モニタリング体制の充実・強化 ■放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理 ■除染により発生した除去土壌等の適切な処理 ■放射線等に関する正しい知識の普及啓発 ■様々な教育分野と連携した放射線教育の推進
	7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃	■災害に強い森林の整備 ■鳥獣被害防止対策の充実・強化 ■農業・林業の担い手確保・人材育成等
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	■災害廃棄物処理計画の策定・推進 ■災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化
	8-2 復旧・復興を担う人材の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ	■復旧・復興を担う人材の育成 ■災害時応援協定締結者との連携強化 ■災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
	8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ	■地域コミュニティの再生・活性化 ■被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備 ■心の健康への専門的な支援の推進
	8-4 風評等による地域経済等への甚大な影響	■風評等の防止に向けた適正な情報発信・販売対策等 ■家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）
	8-5 事業用地の確保・仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興の大幅な遅れ	■地籍調査の推進